

2026年度 法科大学院

第1期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

Yは、X所有の甲土地を購入しようと考え、AにYの代理人として甲土地の購入を依頼し（以下、「本件委任契約」という）、甲土地の売買契約に必要な書類等（以下、「本件書類等」という）をAに交付した。その後、Yは、乙土地を他から購入したため、Aとの本件委任契約を合意解除した。

ところが、Aは、後日、本件書類等を利用して、Yの代理人として、Xと甲土地の売買契約を締結した（以下、「本件売買契約」という）。なお、Yによる本件売買契約の追認はなく、また、Xは、本件売買契約を締結する際、Aが代理人であると信じていたが、過失があったものとする。この場合において、（1）代理権の授与行為と代理権授与の原因たる行為は区別されないと考えるとき、また、（2）代理権の授与行為と代理権授与の原因たる行為は別な行為であるとき、それぞれにつきXのYに対する甲土地の売買代金の支払請求が認められるかを検討しなさい。なお、民法109条および110条の問題については、触れなくてよい。